

臨時的任用職員等
特別会員・配偶者会員 資格取得届

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員氏名
(自署)

臨時的任用職員等に係る退職互助部規程取扱要領に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

① 特別会員	旧所属名				旧所属コード		
	フリガナ				旧職員番号		
	氏名				特別会員番号	※	
	生年月日	昭和	年	月	日 (歳)		
	特別会員となった日 (退職年月日の翌日)	令和	年	月	日	自宅電話	
						携帯電話	
	退職後の住所	〒					
	受取金融機関	金融機関名	支店名		口座番号	名義 (カタカナ)	
()		()					
第2連絡先	氏名			続柄			
配偶者	☐ あり ☐ なし (該当に☑) → ありの場合、 右欄記入 (該当に☑)	☐ 加入を希望する → ②配偶者会員欄を記入してください。					
		☐ 加入を希望しない → 該当に☑し、詳細を記入してください。					
		☐ 既に特別会員のため	特別会員番号			(フリガナ)	
		☐ 現職会員(本務者)のため	職員番号			氏名	
		☐ その他：具体的な理由 ()					
② 配偶者会員	フリガナ				配偶者会員番号	※	
	氏名 (配偶者自署)				携帯電話		
	生年月日	昭和 平成	年	月	日 (歳)		
	受取金融機関	金融機関名	支店名		口座番号	名義 (カタカナ)	
()		()					

< 一括払掛金の算出 >

		一括払掛金																									
特別会員	該当する等級を○で囲み、該当する掛金額を一括払掛金欄に記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>給 料 月 額 (基本給+調整額+教職調整額)</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>160,000円 未満</td> <td>331,200円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>160,000円 以上 200,000円 未満</td> <td>340,800円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200,000円 以上 240,000円 未満</td> <td>350,400円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>240,000円 以上 280,000円 未満</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>280,000円 以上 320,000円 未満</td> <td>369,600円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>320,000円 以上 360,000円 未満</td> <td>379,200円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>360,000円 以上</td> <td>388,800円</td> </tr> </tbody> </table>		等級	給 料 月 額 (基本給+調整額+教職調整額)	掛金額	1	160,000円 未満	331,200円	2	160,000円 以上 200,000円 未満	340,800円	3	200,000円 以上 240,000円 未満	350,400円	4	240,000円 以上 280,000円 未満	360,000円	5	280,000円 以上 320,000円 未満	369,600円	6	320,000円 以上 360,000円 未満	379,200円	7	360,000円 以上	388,800円	円
	等級	給 料 月 額 (基本給+調整額+教職調整額)	掛金額																								
	1	160,000円 未満	331,200円																								
	2	160,000円 以上 200,000円 未満	340,800円																								
	3	200,000円 以上 240,000円 未満	350,400円																								
	4	240,000円 以上 280,000円 未満	360,000円																								
	5	280,000円 以上 320,000円 未満	369,600円																								
	6	320,000円 以上 360,000円 未満	379,200円																								
7	360,000円 以上	388,800円																									
配偶者 会員	特別会員と同額	円																									
合計		円																									

< 確認事項 > 次の事項について確認の上、☒を入れてください。



この届を提出後、資格取得を取り消す場合は、第6条第5号の規定に基づく資格喪失とし、退会給付金の給付適用となることを確認しました。

【 互助会使用欄 】

一括払掛金	退職生業資金	払込額
円	円	円

【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) この届けは退職後2か月以内に提出すること。
- (3) 一括払掛金は規定により退職生業資金から控除され、なお不足するときは、振込により納入となります。
- (4) 会員氏名欄及び配偶者氏名欄は、特別会員及び配偶者会員がそれぞれ自署すること。
- (5) 配偶者が加入する場合は、「配偶者の戸籍抄本」又は「本人及び配偶者記載の住民票」(写し可)を添付すること。